

# 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案の概要

## 趣旨

経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大。重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集・整理・活用することが重要。

**重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定め、漏えいの防止を図り、我が国及び国民の安全の確保に資する制度が必要。**

## 概要

### 1. 重要経済安保情報の指定

重要経済 安保情報	重要経済基盤（重要なインフラや物資のサプライチェーン）に関する一定の情報であって、公になつていいもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの（具体例：サイバーエンティティ・対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報）
--------------	---

- 重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること等当該情報の保護に関し必要な措置を講ずる。
- 指定の有効期限は5年以内。延長可能だが、原則30年を超えることはできない。

### 2. 重要経済安保情報の提供

- 行政機関の長は、
  - ・他の行政機関が利用する必要があると認めたときは、重要経済安保情報を提供することが可能。
  - ・我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき等には、国会や裁判所等に重要経済安保情報を提供するものとする。
  - ・重要経済基盤の脆弱性の解消等我が国の安全保障の確保に資する活動を促すため、必要があると認めたときは、適合事業者（政令で定める保全基準に適合する事業者）との契約に基づき、重要経済安保情報を提供することが可能。

### 3. 重要経済安保情報の取扱者の制限

- 重要経済安保情報の取扱いの業務は、適性評価において重要経済安保情報を漏えいするおそれがないと認められた者に制限。

※特定秘密保護法による適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。

### 4. 適性評価

- 行政機関の長は、本人の同意を得た上で、内閣総理大臣による調査の結果に基づき漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施（適性評価の有効期間は10年）。

【調査内容】①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項 ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ④薬物の濫用及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての節度に関する事項 ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

- 評価対象者が、適性評価を実施する行政機関以外の行政機関の長が直近に実施した適性評価（10年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者である場合には、改めて調査することなく（直近の適性評価における調査結果に基づき）適性評価を実施可能。

- 重要経済安保情報を取り扱う適合事業者の従業者についても同様の調査・評価を実施。

### 5. 罰則

- 重要経済安保情報の漏えい時に、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科する罰則等を整備。